

**東京都北区子どもの権利擁護委員  
令和 6 年度活動報告書**

**令和 7 年 10 月**

## 目次

### はじめに

1. 東京都北区子どもの権利擁護委員  
代表擁護委員 佐賀 豪 ..... P1～P2

### 東京都北区子どもの権利擁護委員の概要

1. 東京都北区子どもの権利擁護委員 ..... P3
2. 北区子どもの権利と幸せに関する条例 ..... P4
3. 北区子どもの権利擁護委員活動の歩み ..... P5

### 相談・対応状況

1. 子どもの権利相談窓口 ..... P6～P7
2. 相談・対応実績 ..... P8～P9

### 普及・啓発活動

1. 子どもの権利に関する出前講座の実施 ..... P10

# はじめに

東京都北区子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 佐賀 豪



2024年秋から相談業務が開始し、この約半年の間の相談は、活動報告書にもあるように面接相談まで進むことはほとんどなく、ホームページでの相談フォームからの問い合わせが大半であった。

北区の相談フォームは、自分たちで編集することが容易であったため、問い合わせから面接相談に繋がらない点をどのように解消するか会議で協議し、何点かフォーム改定を実施したが、課題解消とはならなかった。そこで、フォームには連絡をしてきてくれたことに感謝のメッセージを表示する仕様として、その後の相談に繋がるような言葉を残すこととした。このような相談フォームの改訂に加え、なぜ面接相談にまで繋がらないかという点も率直に会議で話し合いを重ねた。

北区では、「子どもの権利と幸せに関する条例」の制定までのプロセスで、子どもが参画して条例を制定した経緯があり、そのため、子どもにとってこの条例や子どもの権利擁護委員がより身近な存在となることを期待していた。ところが、条例そのものと、子どもの権利擁護委員の存在が同じレベルで認識されておらず、改めて子どもの権利擁護委員を、子どもに身近な存在として普及する取り組みが必要であることを痛感した。

令和6年度は、区の公の施設で子どもの居場所となっている児童館、特にティーンズセンターを訪問し、子どもの権利擁護委員の認知度を上げると同時に、子どもからの相談の受ける場としてティーンズセンターで活動することを念頭に、様々な調査を実施した。

結果、児童館を利用する子どもの利用ニーズは多種多様で、必然、子どもの一人一人が何かしら悩みを抱えている可能性もあるものの、児童館として、それを支える仕組みが十分でないことがわかつってきた。

そこで、翌年の令和7年度、本年度の6月より、ティーンズセンターにて、夕方の時間帯に子どもたちと交流しながら、悩み事・困り事相談の受付を開始した。（子どもの権利擁護委員2名体制のため浮間ティーンズセンターでのみ実施中）

子どもの権利擁護事業は、子どもからの相談を端緒に開始する。そのため、子どもにとってこの事業利用のハードルが下がることがとても重要となる。しかし、皆さんもよくよく考えてみて欲しいのだが、見ず知らずの第三者にいきなり相談することを子どもの時だけでなく、大人になってもやるだろうか。

医療・法律といった専門性の高い相談であれば、専門家である医師・弁護士にということにはなるが、自分が抱えている悩みというのは、まずは身近な人、子どもであれば親や学校の先生に相談するのが通常ではないだろうか。また、子ども自身が、自分の悩みが弁護士など法律の専門家に相談すべき内容かどうかを判断することは不可能である。

となれば、「子どもたちの相談の受け皿を用意するのであれば、子どもにとって身近な存在となることが、何よりもまず大切なことなのではないか。」と、子どもの権利擁護委員として考え、ティーンズセンターでの子どもたちとの交流をその第一歩とした。

また、子どもにとって身近な存在である大人にも、我々の活動のことを正確に理解してもらえば、そこから子どもの相談に繋がることも考えられる。そのため、子どもに関りのある大人に、我々の存在・制度を認知してもらうことは非常に有益である。

そのため、区内の小・中学校に出向いて、子どもたちに「子どもの権利」や「子どもの権利擁護委員」について普及・啓発する出前講座を、子どもにとって身近な大人である「学校の先生」にも知ってもらう場としてするとともに、新たに学外で「子どもに関する活動をしている組織」に対しても、子どもの権利に関する講演・研修などを実施することにした。

制度は「制度」に過ぎず、子どもにとって利用しやすい仕組みとするためには、別途、様々な工夫が必要である。子どもの権利擁護委員として、今後も様々な工夫を検討し、子どもたち皆の子どもの権利が守られ、幸せと感じられる社会の実現への一端を担えるよう邁進していく所存である。

# 東京都北区子どもの権利擁護委員の概要

## 1. 東京都北区子どもの権利擁護委員

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（以下、条例とする）第24条の規定に基づき、子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図ることを目的に、令和6年7月1日から東京都北区子どもの権利擁護委員（以下、権利擁護委員とする）が設置されています。

権利擁護委員の担当する仕事は、条例第24条において次の通り定められています。

- ① 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること
- ② 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること
- ③ 子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること
- ④ 子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見の表明をすること
- ⑤ 子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関するこ

### ●子どもの権利擁護委員の任命

権利擁護委員は人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから北区長が委嘱します。任期2年で再任も可能です。

令和6年7月（委嘱を開始した月）から令和7年10月（年度報告を実施した月）までに委任された委員は次のとおりです。

氏名	職業等	委嘱期間
佐賀 豪 (さが たけし)	弁護士	令和6年7月～
田畠 智砂 (たばた ちさ)	弁護士	令和6年7月～令和7年5月
北條 友里恵 (ほうじょう ゆりえ)	弁護士	令和7年6月～

## 2. 北区子どもの権利と幸せに関する条例

北区では、未来を担う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう「子どもの権利」を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的として、「北区子どもの権利と幸せに関する条例」を令和6年4月1日に制定しました。

### ●条例の基本理念

- 1 子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とします
- 2 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重しあい、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます
- 3 子どもが将来への夢と希望をもって、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備します

### ●保障される 11 の子どもの権利

- 1 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、およびそれが尊重されること
- 2 身体的または精神的な暴力を受けないこと
- 3 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方等により差別をされないこと
- 4 安全・安心に過ごせること
- 5 ゆったりと安心できる場所で休めること
- 6 プライバシーが大事にされること
- 7 遊ぶこと
- 8 様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと
- 9 くり返し挑戦できること
- 10 なやんでいること、困っていること等を相談できること
- 11 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること



### 3. 北区子どもの権利擁護委員活動の歩み

令和6年4月1日の「北区子どもの権利と幸せに関する条例」施行以降の活動の歩みは次のとおりです。

時期	内容
令和6年 4月	東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例施行
7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 北区子どもの権利擁護委員の任命（2名）</li><li>・ 地域向けの特別講演会を開催</li><li>・ 区内小学校（星美小）で出前講座を実施</li></ul>
9月	子どもの権利相談窓口開設（随時相談対応）
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区職員向け特別講義を実施</li><li>・ 児童館まつりにて子どもの権利に関する読み聞かせ講座を実施（2回）</li></ul>
令和7年 1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域関係団体の会合にてパネルディスカッション形式の講義を実施</li><li>・ 子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談窓口普及用動画の作成</li></ul>
令和7年 2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区内小学校（谷端小）で出前講座を実施</li><li>・ 区職員向け特別講義を実施</li><li>・ 区民向けパネルディスカッションを開催</li></ul>
3月	区内中学校（明桜中）で出前講座を実施



## 相談・対応状況

### 1. 子どもの権利相談窓口

北区在住・在学・在勤の子どもや、子どもに関わりのある方（大人）が、子どもの権利侵害に関する相談ができる窓口を令和6年9月10日に開設しました。

#### （1）運営体制

相談体制	<ul style="list-style-type: none"><li>子どもの権利擁護委員 2名</li><li>子どもの権利相談補助員 2名</li><li>事務局</li></ul>
相談対象	<ul style="list-style-type: none"><li>北区在住・在学・在勤の子ども（18歳未満）</li><li>上記の子どもに関わりのある方（大人）</li></ul>
相談方法	<ul style="list-style-type: none"><li>電話：03-5948-6882</li><li>フォーム：北区公式ホームページから</li></ul>
受付時間	<ul style="list-style-type: none"><li>電話：平日午前9時から午後5時まで</li><li>フォーム：24時間受付</li></ul>
所在地	北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎1階2番 子ども未来部 子ども未来課 子ども未来係内



## (2)相談の流れ

### ① 相談受付

電話・フォームから相談を受付けます。子どもの権利相談補助員が受付を対応し、子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」）との面接に繋ぎます。

### ② 面接

権利擁護委員と直接面接することで相談を受けます。基本子ども本人（大人の同行は可）との面接となります。事情によっては大人だけでの相談を受けることも可能です。

### ③ 助言・支援

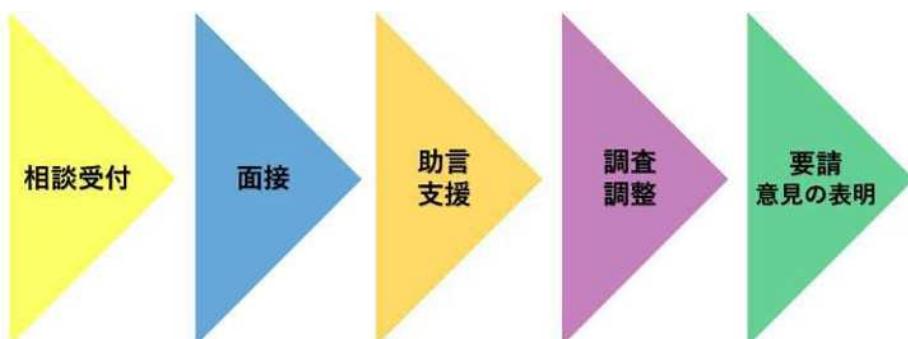
相談対象である子ども（以下「対象者」）の権利が守られ、幸せな状態で生活を送ることができることと一緒に考え、権利擁護委員がアドバイスや関係機関との橋渡しなどを行います。

### ④ 調査・調整

対象者の意向により、権利擁護委員が対象者の関係する機関や施設に直接出向いて、聞き取りをしたり、対象者の気持ちなどを代わりに伝えたりすることがあります。

### ⑤ 要請・意見の表明

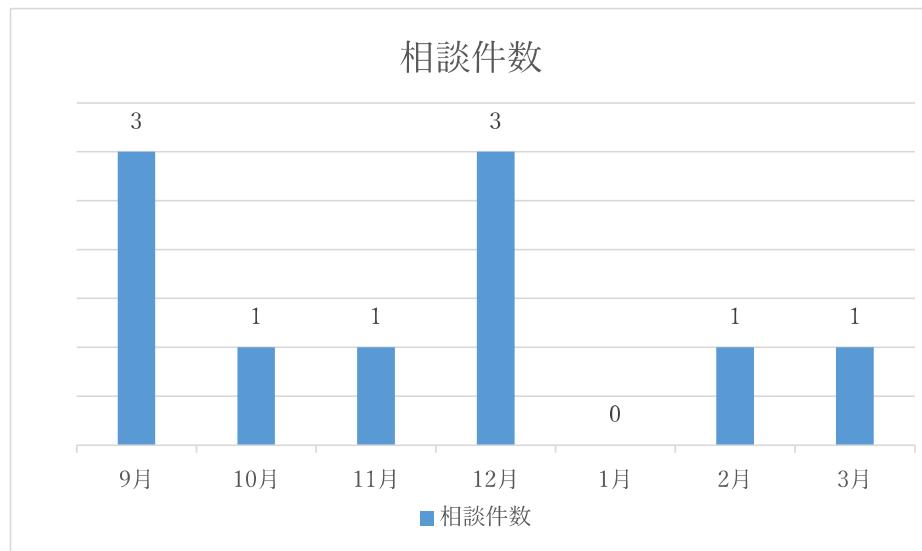
対象者の意向により、権利擁護委員が関係機関に対して状況の改善を求めたり、権利を保障するための意見を表明することができます。



## 2. 相談・対応実績

### (1) 相談件数

子どもの権利相談窓口開設初年度の相談件数は、令和6年9月から令和7年3月までの間で計10件でした。月別の相談実績は次のとおりです。

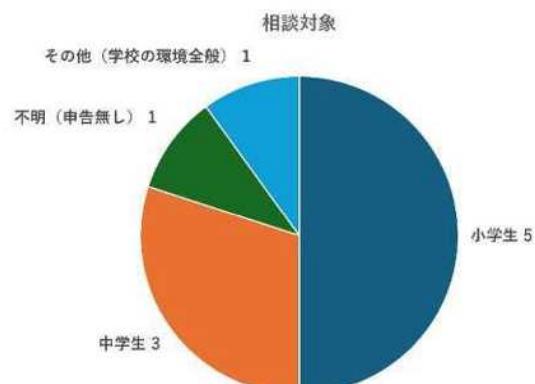
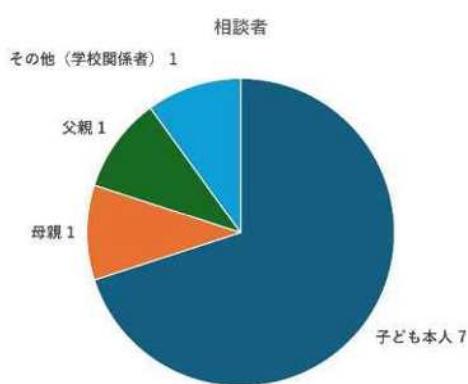


### (2) 相談者

初回の相談者は「子ども本人」7件、「母親」1件、「父親」1件、「その他（学校関係者）」1件でした。

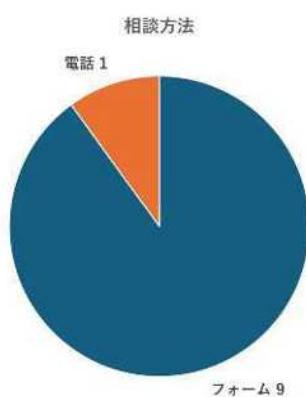
### (3) 相談対象

相談の対象となる子どもの所属は「小学生」5件、「中学生」3件、「不明（申告無し）」1件、「その他（学校の環境全般）」1件でした。



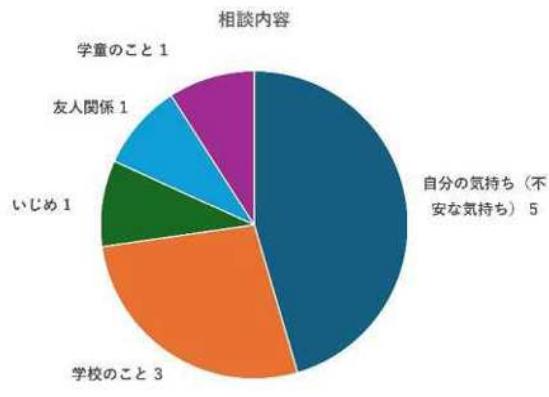
#### (4) 相談方法

初回の相談方法は「フォーム」が9件、「電話」が1件でした。



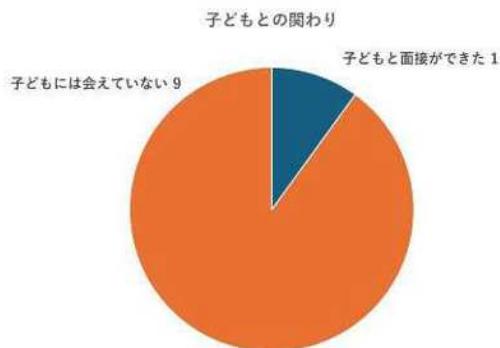
#### (5) 相談内容

具体的な相談内容は「自分の気持ち（不安な気持ち）」4件、「学校のこと」3件、「いじめ」1件、「友人関係」1件、「学童のこと」1件でした。



#### (6) 子どもとの関わり

相談受付後、実際に対象となる子どもと面接出来たケースは1件でした。



## 普及・啓発活動

### 1. 子どもの権利に関する出前講座の実施

子どもの権利擁護員は役割の一つとして、「子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関するここと」という普及啓発活動も担っています。

令和6年度から子どもの権利擁護委員や事務局が区内小・中学校を訪問し、「子どもの権利」や「北区子どもの権利と幸せに関する条例」について説明する出前講座を実施しています。

令和6年度は小学校2校（区立谷端小学校/私立星美小学校）と中学校1校（区立明桜中学校）で出前講座を実施しました。また、その他にも普及啓発を目的に区民向け講演会や、地域向け・職員向けの講座などを実施しました。



令和7年8月 29 日

東京都北区長 山田 加奈子 様

#### 東京都北区子どもの権利委員会

(中学生委員)	玄間 もか 前川 璃乃 村松 千桜	篠原 星太郎 武藤 愛菜 萬 慶太	早川 航平 村田 大河
(高校生委員) (委員)	大川 夏実 内田 塔子 畠川 麻紀子 清水 智子	戸邊 明里 林 大介 小柴 千佳子 守谷 暢明	田中 優希 鈴木 將雄

### 子どもの権利の普及啓発の充実策に関する提言

#### 【1】現状の課題

私たち北区子どもの権利委員会は、北区で令和6年4月に施行された北区子どもの権利と幸せに関する条例を、多くの人にもっと知ってもらいたいと考えています。

しかし、活動や話し合いを重ねる中で、次のような課題があると感じました。

- ①多くの子どもが「子どもの権利」について知らない。
- ②学校の内外で「子どもの権利」を学ぶ機会が限られている。
- ③保護者や地域の大への周知が十分ではない。
- ④情報発信手段（動画制作、北区ニュースなど）の活用に課題がある。

#### 【2】私たちの提案

私たちが北区で子どもの権利をもっと広く知ってもらうために考えた具体的な方法を提案します。

##### 1 子どもから大人まで幅広い世代を対象とした取り組み

- ① 北区ニュース・動画・ハンドブックなどの多様な発信手段を活用し、子どもの権利をPRしてください。
- ② 区民まつりでの出店など、地域・区全体への広がりにつながる取組をしてください。

##### 2 子どもが主体となった取り組み

- ① 中学生から小学生に対する出前授業など、「子どもから子どもへ」伝える場をつくってください。
- ② 学校の生徒会朝礼や授業などで子どもが主体的に学ぶ機会をつくってください。

##### 1 子どもから大人まで幅広い世代を対象とした取り組み

###### ① 多様な発信手段を活用する。

北区ニュースは、子どもたちも目にする媒体としてとても有効です。北区ニュースの記事の内容が学校で話題になることもあります。そこで、北区ニュースを積極的に活用して、子どもや保護者、おじいちゃん・おばあちゃんの目に届くようにします。

11の子どもの大切な権利をまとめた動画を制作し発信します。ショート動画は子どもに人気がありますが、「きたコン」では視聴環境を整える必要があります。また、区のYouTubeだけでなく外部クリエイターや他のSNSも活用して発信を広げます。

家庭に持ち帰ることができる条例ハンドブックを全児童・生徒に配布します。家庭に持ち帰って、読んでもらうことで保護者にも知ってもらい、親子で話すきっかけをつくります。

###### ② 地域・区全体へ広げていく。

区民まつりなどのイベントでブースを出展して体験や展示を通じた発信を行います。こうした場で、制作した「ショート動画」を配信すると更に効果的です。花火会などでアナウンスするのもよいと思います。こうした取組により、区全体の広域的な啓発につなげます。

##### 2 子どもが主体となった取り組み

###### ① 「子どもから子どもへ」伝える場をつくる。

中学生や高校生が、小学生に向けて「出前授業」やワークショップを行います。生徒会や「子ども委員」が講師となり、自分の経験やエピソードを交えて話すことで、より身近に感じてもらえます。身近な存在から学ぶことで、親近感が生まれ、自分のこととして考えやすくなります。講師を外部から呼ぶよりも費用がかからず、続けやすい方法です。

###### ② 学校で学ぶ機会をつくる。

子どもの権利を学校の授業（道徳など）で継続的に学べる環境が大切です。生徒会朝礼や学校行事を使い、子ども自身が他の生徒に向けた紹介を行います。こうした取組みを通じて、学校生活の中で、自然に子どもの権利を考える時間を組み込んで、理解を深めていきます。

#### 【3】想定される費用

- 出前講座やワークショップの会場費
- 動画制作費用、配布用冊子の印刷製本費
- イベント出展のための備品費用 など



☆ フォーム詳細 - おしえて！みんなのこと 北区子どもアンケート 現在公（▲ 本番未反映の設定あり）開中

質問項目設定 基本情報設定 高度な設定 権限設定 動作確認 公開

こんにちは！  
このアンケートは、子どものみんなの気持ちや意見をきかせてもらうためのものだよ。

みんなから聞いた意見は、大切にして、これから北区の取り組みにつなげていくよ。  
どんな答えをしたかは、他の人に知られないから安心してね！  
アンケートは、10分～15分ぐらいでおわると思うんだ。

質問は全部で13個  
間違いはないから、リラックスしてやってみてね。  
もっと安心して楽しくくらしていく北区になるように、いっしょに考えよう！

項目ID: 14  
画像表示



はじめに、通っている学校名を選んでね

項目ID: 16

## ラジオボタン (1つ選択)

- 王子小学校
- 王子第一小学校
- 王子第二小学校
- 王子第三小学校
- 王子第五小学校
- 豊川小学校
- 堀船小学校
- 植田小学校
- 東十条小学校
- としま若葉小学校
- 十条小学校
- 赤羽小学校
- 岩淵小学校
- なでしこ小学校
- 第四岩淵小学校
- 海木小学校
- 桐ヶ丘郷小学校
- 送小学校
- 八幡小学校
- 浮間小学校
- 西浮間小学校
- 赤羽台西小学校

西が丘小学校  
瀬野川小学校  
瀬野川第二小学校  
瀬野川第三小学校  
瀬野川第四小学校  
瀬野川第五小学校  
西ヶ原小学校  
谷端小学校  
田端小学校  
瀬野川もみじ小学校  
都の北学園（前期課程）

## あなたのことを聞かせてね

項目ID: 17

## 質問1 あなたの性別はなに？（1つ選んでね）

項目ID: 5

- ラジオボタン（1つ選択）**
- 1 男性
  - 2 女性
  - 3 答えたくない
  - 4 わからない

※「その他」の選択肢が表示されていませんが、  
アンケート実施には表示されます。他の設問においても同様

## 大切な子どもの権利について

項目ID: 18

ここからは、「子どもの権利」についての質問だよ。

みんな、聞きなれないと思うけど、

子どもの権利ってみんなが楽しく笑顔で暮らすために、

とてもとても大切なものなんだ。

リラックスして、日頃の生活を思い浮かべながら、答えてね！

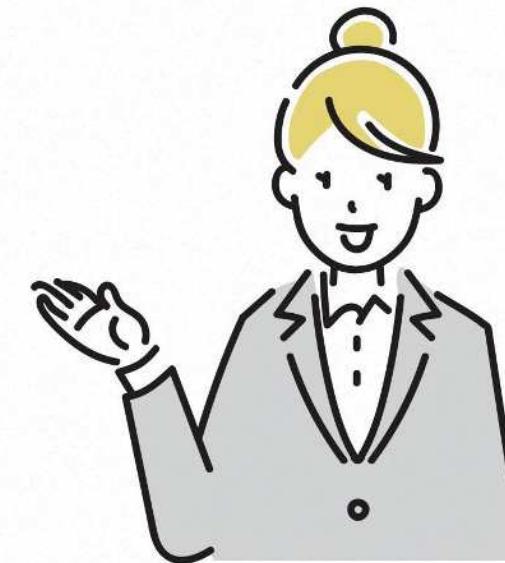
権利って目に見えないからわかりづらいけど、

権利って、誰もが生まれながらにもっている当たり前のものだよ。

たとえば、学ぶこと、遊ぶこと、休むこと、差別されること。

これらはみんな子どもの権利なんだ。

画像表示



## 質問2 子どもには大切な権利があるってこと、これまで知っていた？（1つだけ選んでね）

項目ID: 6

- ラジオボタン（1つ選択）**

- 1 よく知っていた
- 2 少しだけ知っていた
- 3 聞いたことはある
- 4 まったく知らなかった

## 質問3

- ① 子どもも大人も、みんなが子どもの権利を大切にしていくために、ルールがあるんだ。  
「北区子どもの権利と幸せに関する条例（じょうれい）」っていうんだけど、知っている？（1つだけ選んでね）

項目ID: 19

- ラジオボタン（1つ選択）**

- 1 よく知っている
- 2 少しだけ知っている

- 3 聞いたことはある  
4 せんせん知らない

項目ID: 19 の値が 1 よく知っていると一致するまたは項目ID: 19 の値が 2 少しだけ知っていると一致するまたは項目ID: 19 の値が 3 聞いたことはあると一致するの場合に以下の項目を表示

② (①で1~3と回答した場合)「子どもの権利と幸せに関する条例(じょうれい)」を知ったきっかけはなに? (いくつでも選んでね)

項目ID: 20

## チェックボックス (複数選択)

- 1 学校の先生の話
- 2 親や兄弟(きょうだい)姉妹(しまい)とか一緒に住んでいる人の話
- 3 地域の人の話
- 4 友達との話
- 5 北区コース
- 6 区や学校からの配布物(はいふぶつ)
- 7 SNS・動画・インターネット
- 8 チラシやイベント

## 質問 4

子どもの権利のこと、たくさんの子どもたちに知ってもらいたいんだ。そのために何をすることが大事だと思う? (いくつでも選んでね)

項目ID: 21

## チェックボックス (複数選択)

- 1 学校で学ぶ時間をつくる (学校の授業など)
- 2 学校でない場所で、学ぶ機会をつくる (イベントなど)
- 3 ポスターを貼った、チラシを貼つてみんなに知らせる
- 4 SNS・動画などインターネットを使ってみんなに知らせる

## 質問 5

①「子どもの権利と幸せに関する条例(じょうれい)」には、11個の大切な子どもの権利が書いてあるよ。いま、特に大切だと思うものはどれかな? (いくつでも選んでね)

項目ID: 22

## チェックボックス (複数選択)

- 1 自分の意見や考えが大切にされること。
- 2 勇力(はうりょく)を受けないこと。
- 3 差別されないこと。(たとえば...年齢、性別、障がいなどを理由にして)
- 4 毎日安全・安心に過ごせること。
- 5 ゆったりと休めること。
- 6 プライバシーが大事にされること。
- 7 遊ぶこと。
- 8 スポーツや芸じゅつ (絵や音楽) を楽しむこと。
- 9 くり返し挑戦(ちょうせん)できること。
- 10 なやんでいること、困っていることを相談できること。
- 11 一人ひとりに応じた学ぶ環境があること。

② 11個の子どもの権利が、毎日の生活の中で、どのくらい大切にされていると感じるかな、5点満点で、それぞれ教えてね。

(5点←大切にされている 大切にされていない→1点)

項目ID: 23

## グリッド (各行から複数選択)

- 1 自分の意見や考えが大切にされること。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 2 勇力(はうりょく)を受けないこと。 [5点 4点 3点 2点 1点]

- 3 差別されないこと。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 4 毎日安全・安心に過ごせること。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 5 ゆったり休めること。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 6 プライバシーが大事にされること。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 7 遊ぶこと。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 8 スポーツや芸じゅつ (絵や音楽) を楽しむこと。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 9 くり返し挑戦(ちょうせん)できること。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 10 なやんでいること、困っていることを相談できること。 [5点 4点 3点 2点 1点]
- 11 一人ひとりに応じた学ぶ環境 (かんきょう) があること。 [5点 4点 3点 2点 1点]

③ ②で、「2」や「1」となったものはどうしてそう感じるのかな? 自由に記入してね (記入しなくても大丈夫)。

(記入例 8番 家の近くに、スポーツをしたりする場所や機会がないから)

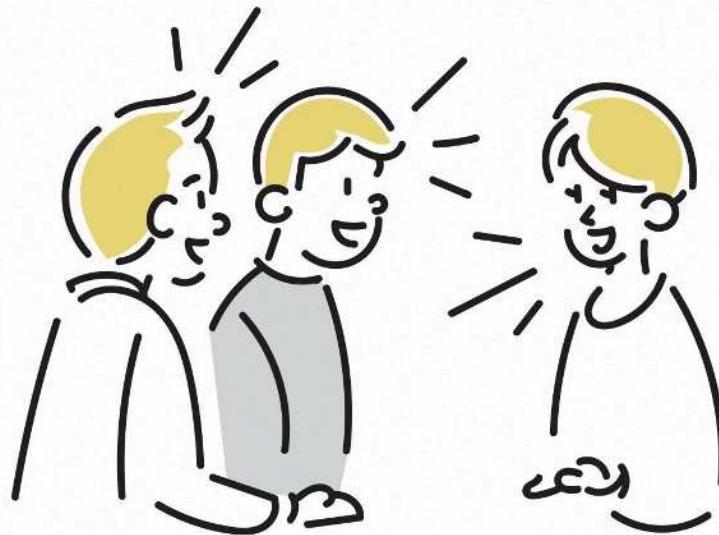
項目ID: 24

## テキスト入力 (複数行)

項目ID: 25

## 子どもの意見や気持ちについて

画像表示

**質問6**

家庭や学校などで自分の意見や考えを大事にしてもらえてる感じ？5点満点で選んでね。

(1つだけ選んでね)

(5点←大切にされている　　大切にされていない→1点)

項目ID: 26

**グリッド(各行から複数選択)**

家庭で [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]

学校で [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]

地域で {家庭・学校以外} [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]

**質問7** 大人が子どもの声や意見をきくときに、大切にしてほしいことはなに？(いくつでも選んでね)

項目ID: 27

**チェックボックス(複数選択)**

- 1 最後(さいご)までちゃんと話を聞いてほしい
- 2 一方的に、否定(ひてい)しないでほしい

- 3 意見を聞く前に、事前にわかりやすく説明してほしい
- 4 子どもの意見を聞いたあとに、その意見がどのように伝わったか、どのように生かされたか、教えてほしい

**あなたの居場所について**

項目ID: 28

[画像表示](#)**質問8**

① 毎日、ほっとできると感じる居場所や自分だけのほっとできる時間はある？(1つだけ選んでね)

項目ID: 29

**ラジオボタン(1つ選択)**

- 1 ある
- 2 ない
- 3 どちらともいえない

項目ID: 29 の値が 1 ある と一致する の場合に以下の項目を表示

② 〈①で、あると回答した場合〉ほっとできる居場所はどんなところ？あと、どんな時間をお過ごしているときにはほっとできるを感じる？（いくつでも選んでね）

項目ID: 30

## チェックボックス（複数選択）

- 1 家庭（リビングなど）でゆっくり過ごす
- 2 自分の部屋でゆっくり過ごす
- 3 学校にいるとき（授業や学級活動）
- 4 わくわく広ひろばにいるとき
- 5 児童館にいるとき
- 6 友達と遊ぶとき
- 7 習い事をしているとき
- 8 子ども食堂にいるとき

項目ID: 29 の値が 2「ない」と一致する または 項目ID: 29 の値が 3「どちらともいえない」と一致する の場合に以下の項目を表示

③ 〈①で、「ない」または「どちらでもない」と回答した場合〉どうしてそう思う？（どうなったらいよいと思う？）自由に記入してね（記入しなくても大丈夫）。

項目ID: 31

## テキスト入力（複数行）

なやみやこまりごとについて聞かせてね

項目ID: 32

画像表示



質問9 今、こまっていたり、なやんでいることはあるかな？（いくつでも選んでね） 項目ID: 33

## チェックボックス（複数選択）

- 1 勉強のこと
- 2 進路（しんろ）や将来のこと
- 3 友達のこと
- 4 家族のこと
- 5 学校生活や先生のこと
- 6 自分のこと（性格や見た目）
- 7 お金のこと
- 8 脳力のこと（さやくたい）
- 9 いじめのこと
- 10 特にない

質問10

項目ID: 34

①（こまりごとやなやみごとを）相談できる人はいる？（1つだけ選んでね）

## ラジオボタン（1つ選択）

- 1 いる
- 2 いない
- 3 どちらともいえない・わからない

項目ID: 34 の値が 1 いると一致するの場合に以下の項目を表示

② 〈①で、いると回答した場合〉相談できる人はだれ？（いくつでも選んでね）

項目ID: 35

#### チェックボックス (複数選択)

- 1 親や一緒に暮らす大人
- 2 兄弟(きょうだい)姉妹(しまい)
- 3 祖父母・親せき
- 4 友達・先輩・後輩
- 5 SNS・インターネット
- 6 学校の先生
- 7 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- 8 地域の人・近所の人

### 質問11

① 子どもの権利(けんり)擁護(ようご)委員(いいん)って聞いたことある？みんなが悩んでいるときに話を聞いたり、助けたりしてくれる人なんだ。（1つだけ選んでね）

項目ID: 36

#### ラジオボタン (1つ選択)

- 1 よく知っている
- 2 少しだけ知っている
- 3 聞いたことはある
- 4 まったく知らない

### 子どもの権利（けんり）擁護（ようご）委員（いいん）とは

項目ID: 44

子どもの権利（けんり）擁護（ようご）委員は、子どもの権利の侵害に関する相談について一緒に考えたり、アドバイスをしたりできます。関係する人に直接、意見を言うこともあります。

② いま、なやでいたり、これからなやむことがあったとき、子どもの権利(けんり)擁護(ようご)委員(いいん)に相談してみたいと思う？（1つだけ）

項目ID: 37

#### ラジオボタン (1つ選択)

- 1 思う
- 2 少し思う
- 3 思わない

項目ID: 37 の値が 3 思わないと一致する場合に以下の項目を表示

③ 〈②で思わないと答えた場合〉相談しづらいと思う場合、どうすれば相談しやすくなると思う？（いくつでも選んでね）

項目ID: 38

#### チェックボックス (複数選択)

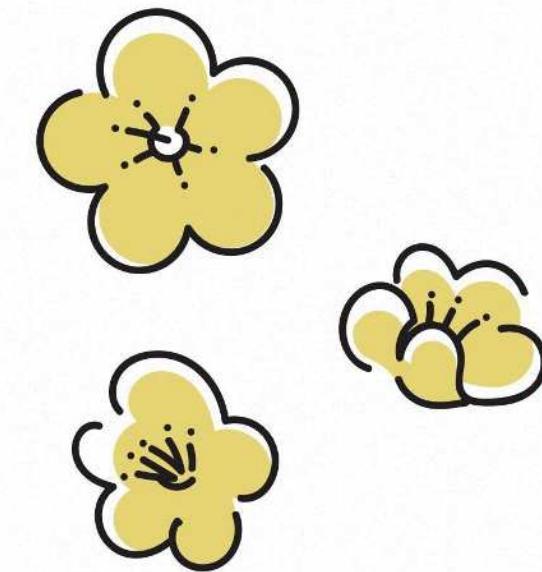
- 1 聞いたことを秘密(ひみつ)にしてくれる
- 2 たくさん話を聞いてくれる
- 3 インターネットやSNSで相談できる
- 4 電話で相談できる
- 5 直接（ちょくせつ）会って相談できる
- 6 自分の知っている相談者を選べるところ
- 7 紙伝（きんちょう）しないで相談できるところ

- 8 解決してくれるところ
- 9 どんな環境(かんきょう)でも相談したいとは思わない

項目ID: 39

### みんなの毎日について

画像表示



### 質問12 毎日、楽しいと感じことはある？（1つ選んでね）

項目ID: 40

#### ラジオボタン (1つ選択)

- 1 楽しいことがたくさんある
- 2 まあまあ楽しい日が多い
- 3 ふつう（どちらでもない）
- 4 あまり楽しいと感じことはない
- 5 楽しいと感じことはない

### 質問13 大人になったら、やってみたいことや楽しみなことはある？（1つ選んでね）

項目ID: 41

ラジオボタン (1つ選択)

- 1 やってみたいことがたくさんある
- 2 いくつか楽しみなことがある
- 3 ちょっとだけある
- 4 あまり見いつかない（わからない）
- 5 とくにない

### 自由意見（書いても書かなくても大丈夫だよ）

最後に、みんなが北区で安心して楽しく過ごせるようにするために、他に思うことや伝えたい  
ことがあつたら、自由に書いてね

項目ID: 42

テキスト入力 (複数行)

アンケートはこれでおわりだよ。回答してくれてどうもありがとう。

みんなから聞いた意見は、大切にして、これから北区の取り組みにつなげていくよ。

どんな意見が集まつたか、結果はまたみんなに知らせるね。

これからも、もっと安心して楽しく暮らしていく北区になるように、いっしょに考えていく  
うね！

項目ID: 43

一こまりごとやなやみごとがあるときはー  
[子どもの権利擁護委員への相談まどぐち]([子どもの権利擁護委員への相談まどぐち]) ←同じことが2度記載されていますが、  
この窓口は、子どもの権利侵害（しんがい）に関する相談まどぐちだよ。  
北区に住んでいたり、学びにきている子どもならだれでも相談ができるよ。



☆ フォーム詳細 - 教えてみなさんのこと！ 北区子どもアンケート（中学校2年... 中 現在公開中

② 質問項目設定 基本情報設定 高度な設定 権限設定 動作確認 公開

こんにちは！  
このアンケートは、子どものみんなの 気持ちや 意見 をきかせてもらうためのものです。

みんなから聞いた意見は、大切にして、これから北区の取り組みにつなげていきます。  
どんな答えをしたかは、他の人に知られないから安心してください！  
アンケートは、10分～15分ぐらいでおわると思います。

質問は全部で13個です。  
間違いはないので、リラックスしてやってみてください。  
もっと安心して楽しくくらしていく北区になるように、いっしょに考えていきましょう！

項目ID: 45

[画像表示](#)



はじめに、通っている学校名を選んでください

項目ID: 16

**ラジオボタン (1つ選択)**

- 王子桜中学校
- 十景岳見中学校
- 明桜中学校
- 堀船中学校
- 船付中学校
- 赤羽岩淵中学校
- 桐ヶ丘中学校
- 浮間中学校
- 田端中学校
- 清野川紅葉中学校
- 飛鳥中学校
- 都の北学園（後期課程）

あなたのことを聞かせてください

項目ID: 17

### 質問1 あなたの性別はなんですか？（1つ選んでください）

項目ID: 5

#### ラジオボタン（1つ選択）

- 1 男性
- 2 女性
- 3 答えたくない
- 4 わからない

### 大切な子どもの権利について

項目ID: 18

ここからは、「子どもの権利」についての質問です。

みなさん、聞きなれないと思いますが、

子どもの権利ってみんなが楽しく笑顔で暮らすために、

とてもとても大切なものです。

リラックスして、日頃の生活を思い浮かべながら、答えてくださいね。

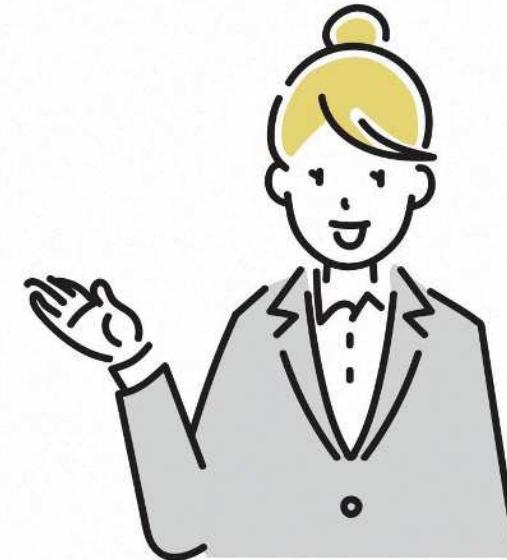
権利って目に見えないからわかりづらいけど、

権利って、誰もが生まれながらにもっている当たり前のものです。

たとえば、学ぶこと、遊ぶこと、休むこと、差別されること。

これらはみんな子どもの権利です。

[画像表示](#)



### 質問2 子どもには大切な権利があるってこと、これまで知っていましたか？（1つだけ）

項目ID: 6

#### ラジオボタン（1つ選択）

- 1 よく知っていた
- 2 少しだけ知っていた
- 3 聞いたことはある
- 4 まったく知らなかった

### 質問3

- ① 子どもも大人も、みんなが子どもの権利を大切にしていくために、ルールがあります。  
「北区子どもの権利と幸せに関する条例」って知っていますか？

項目ID: 19

**ラジオボタン (1つ選択)**

- 1 よく知っている
- 2 少しだけ知っている
- 3 聞いたことはある
- 4 せんぜん知らない

項目ID: 19 の値が 1 よく知っていると一致するまたは項目ID: 19 の値が 2 少しだけ知っていると一致するまたは項目ID: 19 の値が 3 聞いたことはあると一致するの場合に以下の項目を表示

② (①で1~3と回答した場合) 「子どもの権利と幸せに関する条例」を知ったきっかけはなんですか? (いくつでも)

項目ID: 20

**チェックボックス (複数選択)**

- 1 学校の先生の話
- 2 親や兄弟(きょうだい)姉妹(しまい)とか一緒に住んでいる人の話
- 3 地域の人の話
- 4 友達との話
- 5 北区ニュース
- 6 区や学校からの配布物(はいふぶつ)
- 7 SNS・動画・インターネット
- 8 チラシやイベント

**質問4**

子どもの権利のこと、たくさんの子どもたちに知ってもらいたいと思っています。そのためには何をすることが大事だと思いますか? (いくつでも)

項目ID: 21

**チェックボックス (複数選択)**

- 1 学校で学ぶ時間をつくる (学校の授業など)
- 2 学校でない場所で、学ぶ機会をつくる (イベントなど)
- 3 ポスターを掲示し、チラシを配つてみんなに知らせる
- 4 SNS・動画などインターネットを使ってみんなに知らせる

**質問5**

①「子どもの権利と幸せに関する条例」には、11個の大切な子どもの権利が書いてあります。いま、特に大切だと思うものはどれですか? (いくつでも)

項目ID: 22

**チェックボックス (複数選択)**

- 1 自分の意見や考えが大切にされること。
- 2 暴力を受けないこと。
- 3 差別されること。(たとえば...年齢、性別、障がいなどを理由にして)
- 4 毎日安全・安心に過ごせること。
- 5 ゆったりと休めること。
- 6 フライバーが大事にされること。
- 7 遊ぶこと。
- 8 スポーツや芸術 (絵や音楽) を楽しむこと。
- 9 くり返し挑戦(ちようせん)できること。
- 10 なやんでいること、困っていることを相談できること。
- 11 一人ひとりに応じた学ぶ環境があること。

② 11個の子どもの権利が、毎日の生活の中で、どのくらい大切にされていると感じますか? 5点満点で選んでください。

(5点←大切にされている 大切にされていない→1点)

**グリッド (各行から複数選択)**

- 1 言分の意見や考えが大切にされること。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 2 暴力を受けないこと。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 3 差別されないこと。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 4 毎日安全・安心に過ごせること。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 5 ゆったり休めること。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 6 フライバーが大事にされること。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 7 遊ぶこと。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 8 スポーツや芸術 (絵や音楽) を楽しむこと。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 9 くり返し挑戦(ちようせん)できること。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 10 なやんでいること、困っていることを相談できること。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]
- 11 一人ひとりに応じた学ぶ環境があること。 [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]

③ ②で、「2」や「1」となったものはどうしてそう感じますか? 自由に記入してください  
(記入しなくても大丈夫です。)。(記入例 8番 家の近くに、スポーツをしたりする場所や機会がないから)

項目ID: 24

**テキスト入力 (複数行)****子どもの意見や気持ちについて**

項目ID: 25

**画像表示**



質問6 家庭や学校などで自分の意見や考えを大事にもらえてる感じますか？5点満点で選んでください。

(5点←大切にされている 大切にされていない→1点)

項目ID: 26

#### グリッド(各行から複数選択)

家庭で [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]

学校で [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]

地域で(家庭・学校以外) [ 5点 4点 3点 2点 1点 ]

質問7 大人が子どもの声や意見を聞くときに、大切にしてほしいことはなんですか？(いくつでも)

項目ID: 27

#### チェックボックス(複数選択)

- 1 最後までちゃんと話を聞いてほしい
- 2 嘘ごなしに否定しないでほしい
- 3 意見を聞く前に、事前にわかりやすく説明してほしい
- 4 子どもの意見を聞いたあとに、その意見がどのように伝わったか、どのように生かされたか、教えてほしい

#### あなたの居場所について

項目ID: 28

[画像表示](#)



#### 質問8

- ① 毎日、ほっとできると感じる居場所や自分だけのほっとできる時間はありますか？(1つだけ)

項目ID: 29

**ラジオボタン (1つ選択)**

- 1 ある
- 2 ない
- 3 どちらともいえない

項目ID: 29 の値が 1 あると一致するの場合に以下の項目を表示

② 〈①で、「ある」と回答した場合〉ほっとできる居場所はどんなところですか？あと、どんな時間で過ごしているときにほっとできると感じますか？（いくつでも）

項目ID: 30

**チェックボックス (複数選択)**

- 1 家庭（リビングなど）でゆっくり過ごす
- 2 自分の部屋でゆっくり過ごす
- 3 学校にいるとき（授業や学級活動）
- 4 学校にいるとき（部活動など放課後）
- 5 児童館・ティーンズセンター（中高生タイム等）にいるとき
- 6 友達と遊ぶとき
- 7 習い事をしているとき
- 8 子ども食堂にいるとき

項目ID: 29 の値が 2 「ない」と一致する または 項目ID: 29 の値が 3 「どちらともいえない」と一致するの場合に以下の項目を表示

③ 〈①で、「ない」または「どちらでもない」と回答した場合〉どうしてそのように思いますか？（どのようになったらいよいと思いますか？）自由に記入してください（記入しなくても大丈夫です）。

項目ID: 31

**テキスト入力 (複数行)****悩みや困りごとについて**

項目ID: 32

画像表示

**質問9 今、困っていたり、悩んでいることはありますか？（いくつでも）**

項目ID: 33

**チェックボックス (複数選択)**

- 1 勉強のこと
- 2 進路や将来のこと
- 3 友達のこと
- 4 家族のこと
- 5 学校生活や先生のこと
- 6 自分のこと（性格や見た目）
- 7 お金のこと
- 8 脳力のこと（さやくたい）
- 9 いじめのこと
- 10 特にない

**質問10**

項目ID: 34

① 相談できる人はいますか？（1つだけ）

**ラジオボタン (1つ選択)**

2025/10/21 17:16

LoGoフォーム

- 1 いる
- 2 いない
- 3 どちらともいえない・わからない

項目ID: 34 の値が 1 いると一致するの場合に以下の項目を表示

② 〈①で、いると回答した場合〉相談できる人はだれですか？（いくつでも）

項目ID: 35

#### チェックボックス（複数選択）

- 1 親や一緒に暮らす大人
- 2 兄弟姉妹
- 3 祖父母・親戚（しんせき）
- 4 友達・先輩・後輩
- 5 SNS・インターネット
- 6 学校の先生
- 7 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- 8 地域の人・近所の人

### 質問11

① 子どもの権利擁護（ようご）委員って聞いたことがありますか？みなさんが悩んでいるときに話を聞いたり、助けたりしてくれる人です。（1つだけ）

項目ID: 36

#### チェックボックス（複数選択）

- 1 よく知っている
- 2 少しだけ知っている
- 3 聞いたことはある
- 4 まったく知らない

### 子どもの権利擁護委員とは

項目ID: 44

子どもの権利擁護委員とは、子どもの権利侵害に関する子どもからの相談に応じて、助言や支援を行っています。必要に応じ関係者に対応を要請することもできます。

② いま、悩んでいたり、これから悩むことがあったとき、子どもの権利(けんり)擁護(ようご)委員（いいん）に相談してみたいと思いますか？（1つだけ）

項目ID: 37

#### ラジオボタン（1つ選択）

- 1 思う
- 2 少し思う
- 3 思わない

項目ID: 37 の値が 3 思わないと一致する場合に以下の項目を表示

③ 〈②で思わないと答えた場合〉相談しづらいと思う場合、どうすれば相談しやすくなると思いますか？（いくつでも）

項目ID: 38

#### チェックボックス（複数選択）

- 1 聞いたことを秘密にしてくれる
- 2 たくさん話を聞いてくれる

2025/10/21 17:16

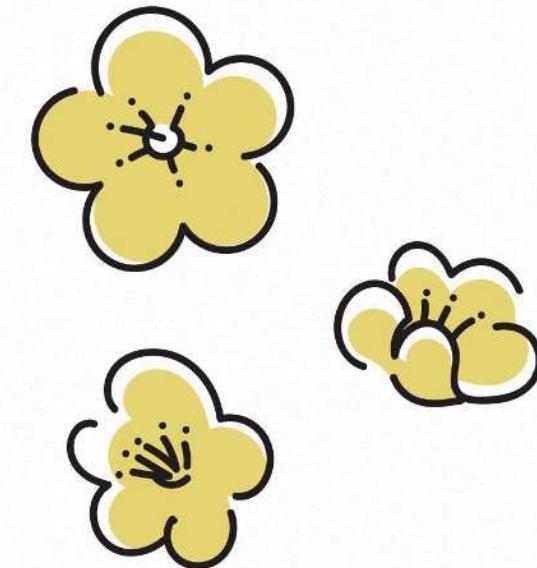
LoGoフォーム

- 3 インターネットやSNSで相談できる
- 4 電話で相談できる
- 5 直接会って相談できる
- 6 自分の知っている相談者を述べるところ
- 7 繁忙しないで相談できるところ
- 8 解決してくれるところ
- 9 どんな環境でも相談したいとは思わない

### みんなの毎日について

項目ID: 39

#### 画像表示



### 質問12 毎日、楽しいと感じることはありますか？（1つだけ）

項目ID: 40

**ラジオボタン (1つ選択)**

- 1 楽しいことがたくさんある
- 2 まあまあ楽しい日が多い
- 3 ふつう {どちらでもない}
- 4 あまり楽しいと感じることはない
- 5 楽しいと感じることはない

**質問13 大人になったら、やってみたいことや楽しみなことはありますか？ (1つだけ)**

項目ID: 41

**ラジオボタン (1つ選択)**

- 1 やってみたいことがたくさんある
- 2 いくつか楽しみなことがある
- 3 ちょっとだけある
- 4 あんまり思いつかない (わからない)
- 5 どくない

**自由意見 (書いても書かなくても大丈夫です)**

最後に、みんなが北区で安心して楽しく過ごせるようにするために、他に思うことや伝えたい  
ことがあったら、自由に書いてください。

項目ID: 42

**テキスト入力 (複数行)**

項目ID: 43

アンケートはこれでおわりです。回答してくれてどうもありがとうございます。

みなさんから聞いた意見は、大切にして、これから北区の取り組みにつなげていきます。どんな意見が集まつたか、結果はまたみなさんにお知らせします。

これからも、もっと安心して楽しくくらしていく北区になるように、いっしょに考えていきましょう！

一困りごとや悩みごとがあるときは—

・【子どもの権利擁護委員への相談窓口】(子どもの権利擁護委員への相談)

この窓口は、子どもの権利侵害に関する相談窓口です。

北区に住んでいたり、学びにきている子どもならだれでも相談ができます。



## 資料 5



2025  
11/24  
14:00-16:00  
13:30開場  
月祝

みんなで楽しく知ろう・学ぼう

# 「子どもの権利」

参加費  
無料



子どもの権利  
擁護委員

佐賀  
委員



北條  
委員

おいしいものを食べるとき。安心できる場所で休めるとき。  
できなかったことができるようになったとき。幸せを感じるときは人それぞれ。  
幸せを感じる権利・やりたいことを自由にできる権利が皆さんにはあります。  
子どもの権利に詳しい「子どもの権利擁護委員」さんと一緒に、  
ボードゲームで「子どもの権利」を楽しく知って学びましょう！

### 場 所

北区中央図書館3Fホール

### 募集中人数

20名程度 ※多数の場合は抽選

### 問 合 せ

子ども未来課 子ども未来係 03-3908-9097

### 申込要件

区内在住または在学の小中学生 ※保護者の方の観覧も可能

### 申込期間

10月4日(土)~11月10日(月)

申し込みは  
コチラから



主 催  
北区



# テーマ2

チーム名:黄色

## 課題・問題だと思うこと

時間が足りない  
⇒遊べない  
文化、芸術に親しむ  
事ができない。

あぶない人に  
からまる  
⇒安心できない。

落ちついて  
生活できない  
⇒遊べない  
安心な場所で休めない

なやんでる事が  
相談にくい。  
できない。  
⇒相談できない

友だちと仲良く  
できない。  
話せない。  
⇒話せない

一回の失敗で  
諦めさせない。  
⇒くり返し  
ちょうどせんできない。

いじめられている  
⇒遊べない  
プライバシーが確保  
されない  
休めること

塾がいそがしい  
無理にやらされる。  
成績を気にする。  
⇒遊べない  
気持ちが尊重されない  
プライバシーが確保されない。

## アイデア

静かに一人で  
すごせる場所

「公営漫画喫茶」  
図書館でも一人になれる→一  
人でのんびり過ごすにはハード  
ル高い。

ねっこ  
がれる

「そばに  
いてくれる人」

一人になれる場所  
2or1

一日  
おじいちゃん  
おばあちゃん  
公募

一対一だと気まづい  
小中学生×高齢者  
団らん会・交流会を開く

小中学生とおじいちゃん・おばあちゃんはす  
ごく「合う」  
子どもにとって、あれこれ考えずに全肯定して  
くれる存在は本当に大事。それがおじいちゃ  
ん・おばあちゃん

安心して過ごせる場所  
ジェイトエルのような施設

時間をつくること  
安心して過ごせる場所

※赤字:前回会議でた意見を追記

# テーマ2

## 課題・問題だと思うこと

学校リノベ中  
校舎がせまく  
体験機会が減る

子どもの意見を広く伝えにくい  
雰囲気

悪口が多い

自分の学びたいものをより深める仕組み

真面目に勉強したい人だけが勉強できる場所

公園でボールをつかえない

プールの成績  
(体調不良の場合、レポートを書く。体調不良は仕方のないことなのに、プールに入る方がやはり成績がよい)

先生によって生徒を差別、ひいきする人がいる

授業の自由選択を取り入れてほしい

話しながら勉強できる場所

キックボードであそべる場所がない

体育祭で「大むかで競争」がみんな楽しみにしていたのに、生徒へ相談などなく、急になくなつた。

マスクの有無／服装の自由

服装の自由  
(マスク、ジャージ)

成績順のクラス編成  
(数学とか)

「きまり」を変えられる状況はない

給食の時間が短い

(マスクを外すのが強制されている場があってそれは個人の自由だから強制はおかしい)  
食べる時間が15分ぐらいしかない。体に悪いし、ゆっくり食べれない。

自習室が学校にほしい  
(時間を延ばしてほしい)

学校移転中でバス通学  
⇒放課後の時間が有効につかえない

冷水機が破損している  
(学校)

バスの遅刻便を増やす

公共自習室がほしい  
(中高生限定)  
フリートークできる場所との区別

学校や塾など時間に追われている人が多い

直してほしい

## アイデア

課題を見つけて、自分の学びたいものをより深める取組、授業の自由選択を取り入れる。そういう仕組みがあつたらもっと権利が大切にされると思う。

# テーマ2

## 課題・問題だと思うこと

## アイデア

強い口調を使う先生がいる

体調不良でプールを休む際、  
プールサイドで暑い中待機させ  
られる

強い口調を使う先生がいるの  
で、やめてもらいたい。そういう  
意見を先生に届けたい。

授業中にわからないことがあつ  
た、先生に質問すると「さっき  
言ったでしょ」というようなこと  
がある。

自分たちの思いが、直接では  
なく、先生に伝わる機会があつ  
たらいい

先生の時間が少ない  
(部活動など)

部活を外部コーチに委託

厳しすぎる校則

先生に直接意見を伝えられる  
場所

校則は学校間でも緩めの学校と厳しい学校がある。  
そういった違いを生徒たちが知る機会があればいいと思う。  
中学校の生徒が集結できる機会で、お互いにコミュニケーションがとれたらいい。

# テーマ2

チーム名:赤

課題・問題だと思うこと

アイデア

体操服の「in」  
クールビス  
暑い…

Chromebook  
タブレットを学校でもっと  
使いたい

なぜ体操服を「in」しないといけ  
ないのか理由を説明してほしい

インしていると熱が籠もったりして暑い

自分たちの使いたいときにしっかりと有効活用できるようにしてほしい

そういう校則、決まりがあるんだったら、なぜそなきや  
いけないのかというの知りたい

校則の見直し・改正